

平成21年7月24日

平成21年 第7回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成21年第7回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成21年7月24日（金曜日）午後2時00分～午後4時30分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7・8会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

5番 佐久間 榮 昭（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 阿 部 晴 彦

社会教育部長 窪 田 きく江

学校教育部
参事兼
指導室長 今 城 徹

建築課長兼
教育施設担当
副参事 堂 垣 隆 志

学校教育課長 下 平 一 紀

給食課長 猿 橋 壽 一

統括指導主事 布 宮 英 明

社会教育課長 高 杉 春 行

中央公民館長 長 島 孝 夫

中央図書館長 松 井 悟

6. 書 記

庶務係長 尾 又 斉 夫 主

事 谷 本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第26号議案 平成22年度使用東大和市立中学校用教科書の採択について

第4 第27号議案 平成22年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について

第5 第28号議案 給食費の還付起算日の変更について（諮問）

第6 第29号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申し出について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成21年第7回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、土田委員にお願いいたします。

ここで、傍聴の許可についてお諮りいたします。

本日の会議について、傍聴を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

○佐久間教育長 それでは、平成21年6月25日から平成21年7月18日の間の諸務報告を申し上げます。

平成21年6月25日、公民館運営審議会に出席いたしました。公民館運営審議会委員の方々は、本年5月31日をもって任期が満了となりましたので、新たな委員に委嘱状をお渡ししたものであります。委員は12人で、新任の方4人、再任の方8人です。任期は、21年6月1日から2年間です。

同日、社会を明るくする運動実施委員会に出席いたしました。平成20年度の活動報告、決算報告、21年度の事業計画(案)、予算(案)等が承認されました。その後、中学校区ごとに行われるミニ集会につきまして打ち合わせをするため、各中学校区ごとに協議が行われました。

6月26日、市民体育大会並びに多摩湖駅伝大会の主催者会議に出席いたしました。主催者は、東大和市、東大和市教育委員会、東大和市体育協会の3者であります。今年度のふれあい市民運動会は9月27日に、多摩湖駅伝大会は平成22年3月22日の春分の日に行うという案を協議いたしました。

6月27日、第七小学校の公開授業を見学いたしました。

6月30日、校長会定例会に出席いたしました。私からは、学期末まで1箇月を切りましたので、最後まで事故のないよう運営していただきたいというお願いと、児童・生徒の個人情報の管理には、さらに十分な注意をしてほしい旨をお願いいたしました。

7月2日、第十小学校を訪問いたしました。

7月3日、第一中学校を訪問いたしました。いずれも、教育委員訪問として訪問したものであります。

7月5日、大和・村山家庭婦人バレーボール大会の開会式に出席いたしました。大会は、1部に9チーム、2部に11チームが参加して行われ、優勝いたしましたのは、1部は武蔵村山市のチーム、2部は東大和市のチームでありました。

7月7日、青梅信用金庫主催の時局講演会を聴講いたしました。講師は、政治ジャーナリストの岩見隆夫氏で、演題は「揺れ動く内外情勢とこれからの政局」というものであります。

7月9日、第一小学校を訪問いたしました。教育委員訪問で訪問したものであります。

同日、東京都市教育長会の教育行政・学校経営研究委員会に出席いたしました。これは、市教育長会の中の研究部会でありまして、今年度当市が取りまとめ役となっているため、当市を会場にして行われました。今回は、今年度研究するテーマについて協議いたしました。協議の結果、テーマとして「新たな職の設置」、統括校長、主任教諭等に伴う職層、職責の細分化における学校経営のあり方とすることで合意されました。

7月10日、教育委員懇談会に出席いたしました。

7月15日、東大和市議会全員協議会に出席いたしました。議題は、保育園の民営化に関するもので、1つは、現在東大和市立保育園となっており、運営は民間に委託しております高木保育園と桜が丘保育園を民間の法人の設置にする。すなわち、東大和市立でなく法人設置の保育園とするというもの。2つ目は、現在東大和市立保育園となっていて、運営も市が直轄で行っている向原保育園を民間の設置で、運営も民間で行う保育園とするという計画の説明でありました。

同日、学校運営連絡協議会委員の学校評価等研修会に出席いたしました。各学校にあります学校運営協議会委員には、今年度地域の方々と118人の皆さんになっていただいております。

7月18日、社会を明るくする運動「中学生の意見発表」を見学いたしました。
個人とグループ合わせて5つの意見発表がありました。

以上で諸務報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第26号議案 平成22年度使用東大和市立中学校用教科書の採択について

◎日程第4 第27号議案 平成22年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について

○鈴木委員長 日程第3、第26号議案 平成22年度使用東大和市立中学校用教科書の採択について、日程第4、第27号議案 平成22年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について、以上の2件は関連がありますので、一括して議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第26号議案 平成22年度使用東大和市立中学校用教科書の採択について及び第27号議案 平成22年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択についてにつきまして提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成22年度から使用する中学校用教科用図書及び小・中学校特別支援学級用教科用図書につきまして、ご決定いただくために提案申し上げるものであります。

この件につきましては、東大和市立小・中学校教科用図書採択要綱及び同事務要領に基づきまして、小・中学校の校長先生、先生方及び保護者代表の方を委員、部員として、約3箇月にわたり検討を進めてまいりました。

その結果、中学校教科用図書採択資料作成会議及び小・中学校特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議から平成21年7月14日付で「平成22年度東大和市立

中学校及び小・中学校特別支援学級用教科用図書について」の報告がなされました。それを教育委員会が受理したところであります。

なお、中学校は平成22年度から2年間使用する教科書で、特別支援学級用の教科書は、学校教育法附則第9条に規定されている教科用図書であります。

採択に至る経過あるいは採択の手順につきましては、指導室長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○**今城学校教育部参事兼指導室長** 初めに、報告までの経過と採択に至る手順につきましてご説明いたします。

去る5月14日に第1回教科用図書採択資料作成会議を開催し、教育長より採択資料作成会議に平成22年度東大和市立中学校使用教科用図書及び平成22年度東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書にかかわる調査・研究を依頼いたしました。

しかし、文部科学省に対して各教科書発行者から教科書検定の申請が中学校社会科歴史的分野の1件しかなかったこと、また学校から教科書の採択がえを求める強い意見もなかったことから、東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱第5条6の規定により、中学校教科書調査部会のうち社会科部会以外の部会を置かないで進めることといたしました。中学校教科用図書採択資料作成会議は、5月14日、6月25日の2回にわたり行いました。

特別支援学級用教科用図書は、調査部会での調査・研究を経て、5月14日、6月25日、7月14日に特別支援教科用図書採択資料作成会議を3回にわたり行いました。

先ほど教育長が申しあげましたように、7月14日に各教科用図書採択資料作成会議座長から教育長に報告をいただいたところであります。その内容は、お手元の調査・研究報告書であります。

次に、本日の教育委員会における採択に至る手順につきましてご提案差し上げたいと思います。

本日ににつきましては、報告の内容について、教科用図書採択資料作成会議の座長並びに構成員の方々から審議経過及び報告概要の説明、資料の説明、また市民及び学校からの意見をご説明いただき、それに対して教育委員の方々からご質疑をお願いできればと考えております。

なお、質疑が終わりましたところで、審議を経て、採択の決定をしていただき

たいと考えております。特に支障がある場合を除いては、現在のところ事務局といたしましては、以上のような採択に至る手順を考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 採択に至る手順につきましては、ただいま指導室長より提案がありましたが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 では、異議なしと認め、採択に至る手順につきましては、事務局からの提案のとおり進めます。

ここで、中学校教科用図書採択資料作成会議及び小・中学校特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議の構成員の方々にお入りいただきます。

(入室)

○鈴木委員長 それでは、指導室長、続けてください。

○今城学校教育部参事兼指導室長 それでは、続きまして、本日も出席いただきました各教科用図書採択資料作成会議構成員の方々を紹介いたします。

まず初めに、中学校教科用図書採択資料作成会議座長兼美術調査部、第四中学校、佐々木辰彦部長。国語調査部、第四中学校、半田道夫部長。理科調査部、第二中学校、井内潔部長。音楽調査部、第三中学校、石井裕光部長。保健体育調査部、第五中学校、山崎和也部長。技術・家庭調査部、第五中学校、小林総一部長。英語調査部、第二中学校、井田宗宏部長。社会調査部兼特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長兼中学校調査部、第一中学校、森岡耕平部長。特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議小学校調査部、第三小学校、杉本快枝部長。

なお、数学調査部、第一中学校、長野基部長につきましては、やむを得ない理由につき、本日欠席させていただいております。部会からの報告につきましては、中学校教科用図書採択資料作成会議座長が代理にて報告させていただきます。

以上でございます。

○鈴木委員長 中学校教科用図書採択資料会議座長から報告をお願いします。

○佐々木中学校教科用図書採択資料作成会議座長兼美術調査部部長 初めに、報告までの経過につきましてご説明させていただきます。

去る5月14日に第1回教科用図書採択資料作成会議が開催され、その席上、教育長より、平成22年度に使用する東大和市立中学校使用教科用図書にかかわる調査・研究の依頼を受けました。

なお、今年度は文部科学省に対して各教科書発行者から教科書検定の申請が中学校社会科歴史的分野の1件しかなかったこと、学校から教科書の採択がえを求める強い意見もなかったことから、東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱第5条6の規定により、中学校教科書調査部会のうち社会科部会以外の部会を置かないで進めることといたしました。

6月25日に教科用図書採択資料作成会議を行い、検討並びに協議を行い、教育委員会に提出する調査資料を作成いたしました。

去る7月14日に、教科用図書採択資料作成会議座長が代表いたしまして教育長に「平成22年度東大和市立中学校用の教科用図書の調査・研究について」報告をさせていただいたところであります。

次に、報告内容の概要を説明いたします。

教科書の調査・研究に際しての基本方針と留意事項であります。学習指導要領に示された目標等を踏まえること、地域の実態、学校の実情に即して、市内の中学生が学習する上で効果的な教科書になり得ているかといった観点で調査・研究を行ってまいりました。

なお、調査・研究は、今年度文部科学省に対して各教科書発行者から教科書検定の申請が中学校社会科歴史的分野の1件しかなかったこと、学校から教科書の採択がえを求める強い意見もなかったことから、中学校社会科歴史的分野以外は、平成17年に教育委員会で採択された教科書、すなわち現在使用している教科書を中心に行いました。

また、資料は平成17年の中学校教科用図書資料作成会議で作成された資料の一部を使っております。

なお、教科書の調査・研究は、東京都教科用図書選定審議会の答申を尊重して、1、内容の選択、2、構成・分量、3、表記・表現及び使用上の便宜、4、その他、教科の特性に基づき、特に調査・研究が必要な事項といたしております。

以上、公正で適正かつ円滑な採択が実施されますよう調査・研究をいたしまして、報告をさせていただいた次第であります。

また、学校からの意見については2校からいただきましたので、事務要領に基づき、教科書採択資料作成会議で検討し、これからご報告いたします調査・研究資料の参考といたしました。

市民の方からもご意見を承る機会を設けましたが、このことについては後ほど

説明させていただきたく思います。

以上です。

○鈴木委員長 ただいまの報告につきまして、質疑をお願いします。

○武石委員 教科用図書採択資料作成会議及び中学校教科書調査部会の社会科部会
はどのような構成メンバーだったのでしょうか。

○佐々木中学校教科用図書採択資料作成会議座長兼美術調査部部長 お答えします。

教科用図書採択資料作成会議は、東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要
綱第5条3の(1)に、学校の管理職9名以内、保護者代表2名以内とあります
ことから、学校の管理職9名と保護者代表2名の計11名で構成いたしました。中
学校教科書調査部会の社会科部会は、東大和市立中学校教科用図書採択事務要領
第5に、校長または副校長1名、校長より推薦された教諭5名以内、校長より推
薦された保護者2名以内とありますことから、校長1名、教諭5名、保護者2名
の計8名で構成いたしました。

以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ないようですから、それでは、次に調査・研究資料の説明をお願い
します。

なお、説明と質疑につきましては全教科一括で行いますので、あらかじめその
つもりでお願いいたします。市民からの意見につきましては、後ほどご説明いた
だくことといたします。

国語調査部部長からご説明をお願いいたします。

○半田国語調査部部長 それでは、ご説明申し上げます。

報告書2ページから3ページをご覧くださいと思います。

2ページは教科書、3ページは書写となっております。

現在、使用されている教科用図書は、内容の選択、構成・分量、表記・表現及
び使用上の便宜、その他において、各学校よりの指摘がございませんでした。

国語科調査部部長といたしましては問題はないと判断いたしまして、現在使用
中の教科書については、株式会社三省堂の教科用図書、また書写については、学
校図書株式会社の教科用図書が最も適切であるというふうに報告いたします。

以上であります。

○鈴木委員長 社会調査部部長、お願いします。

○森岡社会調査部兼特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長兼中学校調査部部長 ご報告いたします。

報告書の4ページから8ページをご覧ください。

現在、使用されている社会科地理的分野及び地図、公民的分野の教科用図書は、内容の選択、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜等、その他において、各学校より指摘がございませんでした。

社会科調査部部長といたしましては問題はないと判断いたしまして、現在使用中の帝国書院、地理的分野、東京書籍、公民的分野及び帝国書院の地図が最も適切であると報告いたします。

また、歴史的分野の教科書については、本年度文部科学省に対して教科書検定の申請があった自由社について研究いたしましたので報告いたします。

内容の選択については、歴史的事実を多岐にわたり、また細部にわたり踏み込んだ取り上げ方をしている。特に、登場してくる歴史上の人物は豊富である。

構成分量については、84の通しのセクションでテーマ化し、見開き2ページで1セクションの構成をとり、歴史を大観する上で、単元のとらえやすさがある。

各章の巻頭で女性の衣服を取り上げ、歴史の変遷を取り扱った点は興味を引く構成である。

「歴史へゴー」「歴史の豆知識」「歴史のこの人」は興味を引く資料ページとして構成されている。

続いて、表記・表現及び使用上の便宜については、写真資料は豊富で全体的に鮮明である。

脚注資料は、歴史的事象を多面的、多角的にとらえ、考えさせる取り上げ方をしている。

歴史的用語以外の漢字の多くにルビが振られていて、生徒が扱いやすい。

文字の大きさはポイントが低く、1ページ当たりの文字数は多い。

以上でございます。

○鈴木委員長 数学調査部部長にかわり、中学校教科用図書資料作成会議座長、お願いします。

○佐々木中学校教科用図書採択資料作成会議座長兼美術調査部部長 数学科について調査・研究した内容についてご報告申し上げます。

報告書の9ページをご覧ください。

各学校より4点の指摘がありました。

1点目の内容について、「導入にもう少し関心を引き出すものの工夫が欲しい」という指摘です。これに関して、他社と比較すると導入部分の題材が日常生活に密着していて、最も親しみやすく、基礎、発展への流れに関連した興味深い内容になっている点で優れています。

2点目、3点目は、構成及び分量について、「問いの問題数が少ない。少しずつレベルアップしていくとよい」「Bも減ってきているので、いろいろなパターンを入れてほしい」という指摘です。これに関して、他社と問題数やB問題を比較すると、東京書籍は基礎的・基本的な内容に十分時間をかけることができ、なおかつ習熟度に応じた問題を選ぶことができるようになっている点で優れています。

4点目は、表記及び表現について、「まとめをもう少し見やすく、最後に一まとめになったものがあると復習しやすくなる」という指摘です。これに関して、他社と比較すると、文字の大きさや写真の配置、色使い等が見やすく、まとめとして公式の確認等も図や作業を通して理解できるように、最もわかりやすく工夫されているので、全体的に見やすくなっています。

以上のことを総合しますと、数学科調査部部長といたしましては、大きな問題はないと判断いたしまして、現在使用中の東京書籍株式会社の教科用図書が最も適切であると報告いたします。

以上です。

○鈴木委員長 理科調査部部長、お願いします。

○井内理科調査部部長 それでは、理科について説明をさせていただきます。

報告書の10ページから11ページをご覧ください。

10ページについては理科一分野、11ページについては理科二分野となっております。

現在、使用されている教科用図書は、内容の選択、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜、その他において、各学校より指摘がございませんでした。

理科調査部部長といたしましては問題がないと判断いたしまして、現在使用中の理科一分野の教科書については東京書籍株式会社の教科用図書、理科二分野については東京書籍株式会社の教科用図書が最も適切であると報告いたします。

○鈴木委員長 音楽調査部部長、お願いします。

○石井音楽調査部部長 報告書の12ページ、音楽（一般）と13ページ、音楽（器楽）の報告書をご覧くださいと思います。

現在、使用されている音楽科（一般）の教科用図書は、内容の選択、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜、その他において、各学校より指摘がございませんでした。

音楽科調査部長といたしましては問題はないと判断いたしまして、現在使用中の株式会社教育芸術社の教科用図書が最も適切であると報告いたします。

続きまして、音楽科（器楽）について調査・研究した内容についてご報告申し上げます。

各学校より計1点の指摘がありました。

観点2、構成及び分量についての（3）で、「基本事項はもっと詳しく押さえてほしい」という意見であります。この指摘について、他社との比較でもきちんと押さえてあると考えております。

以上のことを総合いたしますと、音楽科調査部部長として問題はないと判断いたしまして、現在使用中の株式会社教育芸術社の教科用図書が最も適切であると報告いたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 美術調査部部長、お願いします。

○佐々木中学校教科用図書採択資料作成会議座長兼美術調査部部長 報告書の14ページをご覧ください。

現在、使用されている教科用図書は、内容の選択、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜、その他において、各学校より指摘がございませんでした。

美術科調査部会長といたしましては問題はないと判断いたしまして、現在使用中の開隆堂出版株式会社の教科用図書が最も適切であると報告いたします。

以上です。

○鈴木委員長 保健体育調査部部長、お願いします。

○山崎保健体育調査部部長 保健体育科の調査・研究概要と学校からの意見についてまとめて説明いたします。

調査・研究資料15ページをご覧ください。

現在、使用されている教科用図書は、内容の選択、構成・分量、表記・表現及

び使用上の便宜、その他において、各学校より指摘がございませんでした。

保健体育科調査部部長といたしましては問題がないと判断いたしまして、現在使用中の株式会社学習研究社の教科用図書が最も適切であると報告いたします。

以上です。

○鈴木委員長 技術・家庭調査部部長、お願いします。

○小林技術・家庭調査部部長 報告書16ページから17ページをご覧ください。

現在、使用されている教科用図書は、内容の選択、構成・分量、表記・表現及び使用上の便宜、その他において、各校より指摘がございませんでした。

技術・家庭調査部部長といたしましては問題はないと判断いたしまして、現在使用中の技術分野については東京書籍株式会社の教科書、家庭分野については東京書籍株式会社の教科用図書が最も適切であると報告いたします。

以上です。

○鈴木委員長 英語調査部部長、お願いします。

○井田英語調査部部長 それでは、ご報告を申し上げます。

報告書は18ページからです。

各学校より4点の指摘がありました。以下のように考えています。

1、内容について、扱う語彙が多少難しいという指摘がありますが、それぞれの語彙は日常生活のさまざまな場面と密接な関係があり、中学校段階で使いなれていたほうが望ましいと考えています。

2、構成及び分量について、レッスン以外の分量が少ないという指摘がありますが、英語科の教科書では各レッスンごとの指導が主体になるので問題ではないと考えます。

3、表記及び表現について、語彙が難しいこと、一文一文が長いことが気になるという指摘があります。しかし、すべてのレッスンでそのような表記が盛り込まれているのではなく、しかも前後の文脈との関連で使用されています。中学校でこれらの表現に触れることも必要になります。

4、使用上の便宜について、2年後半では普遍的過ぎて工夫がないという指摘があります。普遍的という言葉の解釈にもよりますが、環境問題、異文化理解等に関しての題材は、それなりの工夫が凝らしてあります。現代社会の抱える課題としてとらえ、発達段階に応じた内容で指導を進めることが望ましいと考えます。

以上のことを総合いたしますと、英語科調査部部長といたしましては、大きな

問題はないと判断いたしまして、現在使用中の学校図書株式会社の教科用図書が最も適切であるのご報告を申し上げます。

以上です。

○鈴木委員長 ただいままでの説明につきまして、質疑をお願いいたします。

○小泉委員 ご報告ありがとうございます。

そこで、学校からの意見があった英語につきましては、生徒の使い勝手はどのようなものでしょうか。

○井田英語調査部部長 個人差はありますが、それぞれの能力に合った方法で教科書を使用するように努めています。指導する教師側も、難しい語彙や長文が出てきた場合は、それなりに全体または個別に理解の程度に応じてきめ細かな説明を加えています。現在の教科書だからといって、使い勝手が悪いということは聞いておりません。

以上でございます。

○小泉委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 なければ、次に特別支援学級用教科用図書に入ります。

特別支援学級用教科用図書の採択資料作成会議座長、報告をお願いいたします。

○森岡社会調査部兼特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長兼中学校調査部部長 それでは初めに、報告までの経過につきましてご説明させていただきます。

去る5月14日に第1回特別支援学級教科用図書採択資料作成会議が開催され、その席上、教育長より、平成22年度に使用する東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書にかかわる調査・研究の依頼を受けました。

その後、特別支援学級用の教科書については、校種別に教科用図書調査部会を開催し、2回から3回にわたり調査・研究を行いました。

ここで作成された資料を教科用図書採択資料作成会議の議題にのせ、6月24日、7月14日の3回にわたり、慎重に検討並びに協議を行い、教育委員会に提出する調査資料を作成いたしました。

去る7月14日に、教科用図書採択資料作成会議座長が代表いたしまして教育長に「平成22年度小・中学校特別支援学級用の教科用図書の調査・研究について」

報告をさせていただいたところであります。

次に、報告内容ですが、教科書の調査・研究に際しての基本方針と留意事項であります。

学習指導要領に示された目標等を踏まえること、地域の実態、学校の実情に即して、市内の特別支援学級の児童・生徒が学習する上で効果的な教科書になり得ているかといった観点で調査・研究を行ってまいりました。

なお、教科書の調査・研究は、東京都教科用図書選定審議会の答申を尊重して、1、内容の選択、2、構成・分量、3、表記・表現及び使用上の便宜、4、その他、教科の特性に基づき、特に調査・研究が必要な事項といたしております。

特別支援学級用教科書については、学校教育法附則9条の定めによる教科書でありますことから、今年度使用しており、特に支障があり、これより明らかに優れたものがある場合において、採択がえを行う必要があると考えました教科書について、調査・研究を行ってまいりました。

以上、公正で適正かつ円滑な採択が実施されますよう調査・研究をいたしまして、報告をさせていただいた次第であります。学校からもご意見を承る機会を設けましたが、このことについては後ほど説明させていただきたく思います。

以上です。

○鈴木委員長 ただいままでの報告につきまして質疑をお願いいたします。

ありませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 それでは、次に小学校特別支援学級用教科用図書の調査部部長からご説明をいただきます。

○杉本特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議小学校調査部部長 お手元にあります報告書1ページから33ページまでが小学校です。それについてご報告させていただきたいと思っております。

1ページに様式3があります。これは第三小学校の様式です。

第九小学校の様式3が23、24、25とあります。この一覧表には、米印を今年度つけました。今年度、新しく調査・研究いたしました教科用の図書で、第三小学校については21冊、第九小学校につきましては8冊、計29冊について1冊ずつご説明させていただきます。

まず、第三小学校からです。

種目、国語、教科書名、レオ・レオニの絵本 スイミー。

楽しくわかりやすい展開となっている。絵だけ追っていても、物語の展開を楽しむことができる。このような優れた点がありますので、児童の能力及び興味、関心などの実態を考慮し、一人一人の児童に合った教科書と思い、ぜひ採択したいと考えております。

続きまして、国語、世界傑作絵本シリーズ 三びきのやぎのがらがらどん。

こちらも一人一人の児童に合った教科書を使用したいため採択したいと考えております。展開が同じでわかりやすく、劇化、動作化などの指導の工夫ができるため、ぜひ教科書として採用したいと思っております。

続きまして、国語、からだっていいな。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。食べたり、笑ったり、駆けっこしたり、泣いたりできるということをわかりやすく説明しており、教科書として大変優れていると考えております。

続きまして、種目、国語、世界傑作絵本シリーズ ブレーメンのおんがくたい。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。絵、内容ともに理解させやすく、大判で大変見やすい教科書でありますので、ぜひ使用したいと考えております。

続きまして、種目、国語、くらしに役立つ国語。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。俳句や百人一首など日本の文化に親しむ内容も扱われているため、優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、書写、教科書名、あいうえお。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。平仮名五十音を一文字ずつ順番に示しており、文字も大きく書かれており、指なぞりも十分できると考えております。大変優れた教科書であると考えております。

続きまして、種目、書写、教科書名、わらべきみかのスキンシップ絵本4 かたかなアイウエオ。

片仮名五十音を一文字ずつ、平仮名とともに順に示してあり、文字も大きく書かれていて、指なぞりも十分できるため、児童の実態に適した教科書と考えております。

続きまして、種目、算数、教科書名、わらべきみかのスキンシップ絵本5 かずのえほん。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。数字と量を対応させる学習を児童が興味を持って進められ、児童が数の概念理解を進める上で適切であると考えております。

続きまして、種目、算数、教科書名、とけいのえほん。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。午前1時から夜の12時までの時刻と読み方が1時間ごとに記されており、優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、算数、教科書名、考える力がどんどん身につく 学ぼう！算数低学年下。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。各単元は「考えてみよう」「例題」「解き方」「練習」「答え」の項目で構成されており、練習問題が数題あり、繰り返し学習することで理解が深められると考えております。

続きまして、種目、算数、教科書名、考える力がどんどん身につく 学ぼう！算数中学年上。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。「乗法と除法」「長さ、重さ、時間の単位」「表とグラフ」等についての内容が書かれており、優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、音楽、教科書名、うたのパレット。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。曲は、児童の興味を引く内容であり、動物や食べ物、生活を歌った10人の作詞者による20曲を紹介している優れた教科書であると考えております。

続きまして、種目、図工、教科書名、たのしいこうさくきょうしつ1。

「あそび絵本21きりがみあそび」が絶版になったため。身につけたり、部屋に飾ったり、楽しんだりできる20種類の作品が紹介されており、紹介されている作品は、つくる工程が簡単で短時間でできる優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、図工、教科書名、あそびのおうさま はじめてぬるほん。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。塗るところに「はみ出してもいい」「違う形になってもいい」「塗らないで紙を張っていい」などさまざまな表現技法についての助言があり、優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、図工、教科書名、6つの色。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。蛇が色を食べるというストーリーを使って興味深く説明してある。3原色から混色ができる様子を児童につ

かませるために適している。教科書として児童の実態に合ったものと考えております。

続きまして、種目、保健、教科書名、かこさとし からだの本2 たべもの
たび。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。擬人化した食べ物が体内に入り、食道、胃、小腸、大腸を旅しながら、それぞれの働きを説明しているため優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、生活、教科書名、こども きせつぎょうじ絵じてん。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。暦や季節に応じた行事、暮らしを知ることで、体験的な学習に発展ができる優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、生活、教科書名、あそびのおうさまずかん おりがみ・あやとり。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。あや取りは、手の絵がわかりやすく描かれ、次にとるひもに矢印がつくなど明確に示されています。手先の器用さも身につけることができ、子どもの実態に合った教科書と考えております。

続きまして、種目、生活、教科書名、くもんのせいかつ図鑑お店カードー町のお店と公共施設ー。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。生活に身近な店舗や公共施設について、絵カードとして紹介されています。表にイラスト、裏に名称と解説が掲載されており、優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、生活、教科書名、かいかたそだてかたずかん④やさいのうえかたそだてかた。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。種まきの仕方から収穫の仕方まで順序よく説明されており、児童が事前の調べ学習に活用できると考え、優れた教科書であると考えております。

続きまして、種目、生活、教科書名、ありがとう あいさつの絵本④。

一人一人の児童に合った教科書を使用したいため。それぞれのあいさつにふさわしい場面がストーリーになっており、児童が物語を楽しむよう、自然にコミュニケーションの大切さを理解できる教科書であると考えております。

続きまして、第九小学校のほうの説明をさせていただきます。

種目、国語、教科書名、あっちゃんあがつく たべものあいうえお。

一人一人に合った教科書を使用したいため。身近な食べ物と関連づけながら平仮名を学習できるように工夫された内容であり、歌を口ずさむなど楽しみながら五十音を学ぶことができる優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、書写、教科書名、みぞをなぞる あいうえお。

一人一人に合った教科書を使用したいため。一つ一つの文字に、その文字を使った言葉や絵が描かれており、溝があることにより文字の認識や運筆の仕方などが理解しやすい内容となっており、大変すぐれた教科書と考えております。

続きまして、種目、書写、教科書名、漢字が楽しくなる本ワーク① 基本漢字 あそび。

一人一人に合った教科書を使用したいため。文字と絵を関連づけて書き込む作業が幾つも用意されており、101の基本的な漢字についての成立を図解している優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、算数、教科書名、五味太郎の絵本⑩ かたち。

一人一人に合った教科書を使用したいため。親しみやすい主人公が登場し、児童の興味を引く内容となっており、絵本として楽しみながら形の概念を指導することができる優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、音楽、教科書名、3訂版 歌はともだち。

「2訂版 歌はともだち」が供給不能となったため。小学校用として編集された歌集であり、児童の好む曲が多く紹介されている優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、生活、教科書名、こどものずかんM i o 10 たべもの。

一人一人に合った教科書を使用したいため。子どもや動物などのイラストを使用して補足説明を加え、児童の興味を引きやすいように工夫している。簡単な調理方法も書かれており、実際の生活でも活用できるようになっている優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、生活、教科書名、でんしゃでいこう でんしゃでかえろう。

一人一人に合った教科書を使用したいため。表紙も裏表紙も電車の走る絵で、前から読んでも後ろから読んでも楽しむことができ、児童の想像の世界を広げることができ、優れた教科書と考えております。

続きまして、種目、生活、教科書名、体験を広げるこどものずかん9 「からだとけんこう」。

一人一人に合った教科書を使用したいため、人体の仕組みや不思議について、遊びや実験を中心に体験しながら学ぶことを目的にした図鑑である。目次や索引で調べやすくなっており、子どもの実態に合った教科書と考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、質疑をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ないようでしたら、次の中学校特別支援学級用教科用図書に入ります。

中学校特別支援学級用教科用図書の調査部長からご説明をいただきます。

ダブらない分だけでよろしいですからお願いします。

○森岡社会調査部兼特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長兼中学校調査部部長 それでは、報告書の34ページをご覧ください。

様式3、一覧表の米印が今年度新しく調査・研究をした教科用図書であります。それでは、各教科書につきましてご説明させていただきます。

35ページになります。

種目、国語、教科書名、国語☆☆☆☆です。

本校では、平成19年度まで通常級で使う教科書を使用しておりましたが、附則9条本による採択がえを、19年度の採択がえから進めており、今年度が3年目になります。そこで、国語の教科書につきましては、今までの生活に役立つ国語と辞典的なものを補うとともに、より基本的な力を養成するためのものとして採択をしたいと考え、国語☆☆☆☆本を上げました。扱っている内容が日常生活に必要な内容になっている点が特に優れているという点です。

36ページをご覧ください。

種目、書写、教科書名、漢字がたのしくなる本ワーク③ 部首あそび。

前年度、「漢字がたのしくなる本ワーク② あわせ漢字あそび」をより発展させ、幅を広げるものとして採択したい意向です。特に、部首の成り立ち、人の姿、体の部分等についての表記が充実している点が採択したいところであります。

37ページをご覧ください。

種目、社会、教科書名、くらしに役立つ 社会です。

前年度の教科書を補うものとして、歴史的・公民的分野を扱うものとして採択

したい考えであります。特に、政治、経済、社会の仕組みや地理、歴史の要点についてさまざまな資料を示しながら説明している点が優れていると思われま

続いて38ページです。

種目、数学、教科書名、考える力がどんどん身につく 学ぼう！算数 中学年用 上です。

これまで採択してきた2冊の教科書は、学習内容がやや高い水準にあるため、基礎・基本を重視した内容で構成されている本書を採択したい考えであります。内容的には「乗法と除法」「長さ、重さ、時間の単位」「表とグラフ」等の基本的内容で構成されている点が優れていると思われま

39ページをご覧ください。

種目、理科、教科書名、小学館の図鑑NEO 植物。

小学校での既習内容と重複することを避けるため本書を選んでおります。内容の補充、深化に欠かせない図鑑として採択したい考えであります。特に、約1,200種の植物を「身近な植物」「山の植物」「深い山の植物」など分類し調べやすい点が優れていると考えま

40ページをご覧ください。

種目、音楽、教科書名、手話によるメッセージソング1 手あそび感覚で楽しめる。

手話と音楽の組み合わせによる学習指導、これによって豊かな情操を培うことがねらいです。内容的には13曲の楽譜とともに手話をイラストで示し、歌詞が示されると同時に、動作ごとにイラストが丁寧に示されている点が優れていると思われま

41ページをご覧ください。

種目、英語、教科書名、New ABC Of English 基本編。

英会話、ゲーム、英語に親しむという視点でこれまで採択してきたものに対し、本書は英語の基礎的な構造を学習するものとして採択したい考えであります。家庭や学校など身近な場面での英会話表現を集めた、聞くこと、話すことを重視したテキストとして優れていると考えられます。

以上であります。

○鈴木委員長 ただいまの説明について質疑をお願いいたします。

○小泉委員 特に質問ではございませんが、小学校、中学校、特別支援学級用の教

科用図書の採択に当たり、私も展示されております教科用図書を閲覧してまいりました。そこで感じましたことを簡単に申し上げたいと思います。

先ほども詳しくご説明がございましたが、例えば表紙がコーティングされていて丈夫そうなもの、また子どもの手で扱いやすい大きさのサイズの本、それから、カラーにしましても、優しい色使いで、心の落ちつく、目にもとても優しい感じかなと受けとめました。このように、とても見やすく使いやすいものが選択されているなという印象を受けました。

調査・研究に当たられました先生方におかれましては、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 これで、各種目ごとの概要と調査・研究資料の報告書についての説明と質疑について終わります。

次に、市民の方々や学校からの意見の提出について、中学校教科用図書採択資料作成会議の座長から、そのことについて説明をお願いいたします。

○佐々木中学校教科用図書採択資料作成会議座長兼美術調査部部長 市民の方々のご意見については、去る6月15日号の市報において市民に通知をし、6月17日から7月8日にかけて、当市教育情報室において、市民の方を対象に教科書の法定展示会を開催しました。また、その折に、ご意見を賜るために、アンケート形式の用紙とご意見の用紙を入れるポストを用意しておりました。来場された市民の方は2名であり、市民からのご意見はございませんでした。

以上です。

○鈴木委員長 ただいまの説明について質疑をお願いいたします。何かございますか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 では次に、学校からの意見の提出について、特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長から説明をお願いいたします。

○森岡社会調査部兼特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長兼中学校調査部部長 学校からの意見について説明します。

各学校に教科書採択に向けて意見を尋ねましたところ、特に意見として上がってきたものはございませんでした。

なお、特別支援学級用教科用図書の附則9条本については、教職員研修センター立川分室にて6月9日から7月9日まで展示されました。

以上です。

○鈴木委員長 ただいまの説明についてご質疑ございますか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ないようでしたら、これをもちまして中学校教科用図書採択資料作成会議及び特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議からの報告についての質疑を終了いたします。

なお、この後、教育委員会において、報告及び質疑の内容を参考に、教育委員会で採択にかかわる協議を行い、採択を決定したいと思います。

採択資料作成会議構成員の皆さん、本日は長時間まことにありがとうございました。ご退席を願います。

(退 室)

○鈴木委員長 それでは、審議を続けます。

平成22年度使用東大和市立中学校及び小・中学校特別支援学級用の教科用図書の採択にかかわる審議を再開いたします。

今後の審議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○今城学校教育部参事兼指導室長 それでは、審議につきましては、平成22年度使用東大和市立中学校及び小・中学校特別支援学級用教科用図書について、ご審議と採択の決定をお願いいたします。

なお、採択の決定につきましては、中学校社会科歴史的分野以外の中学校用の教科用図書を一括してご審議をいただいたところで、中学校社会科歴史的分野のご審議をいただきたいと思っております。その上で採択し、決定をしたいと考えております。

また、その後、小・中学校特別支援学級用の教科用図書についてご審議をいただき、その上で校種ごとに採択の決定を行いたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ただいま事務局よりこれからの審議、採択手順について説明がありましたが、このことについてご質疑がある方は発言をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認め、これより中学校社会科歴史的分野以外の中学校用

の教科用図書を一括しての審議と採択に入ります。

最初に、中学校社会科歴史的分野以外の中学校用の教科用図書について審議をお願いします。

○土田委員 文部科学省に対して、各教科書発行者から教科書検定の申請が1件も出ていないということでもあります。それでまた、各学校や市民からも特に否定的な意見がないということですのでございますから、今年度使用教科書でいいというふうに思います。いかがでしょうか。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 では、審議を終了いたします。

中学校社会科歴史的分野以外の中学校用の教科用図書については、今年度使用教科書を継続して採択することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 全員の方々が賛成であります。

では、中学校社会科歴史的分野以外の中学校用の教科用図書については、提出された報告資料1ページのとおり、継続して採択することに決定いたします。

続いて、中学校社会科歴史的分野の教科用図書の審議と採択に入ります。

中学校社会科歴史的分野の中学校用の教科書について審議をお願いします。

○佐久間教育長 中学校社会科歴史的分野の教科書について私の意見を申し上げます。

私は、4年前の平成17年に現職にいなかったため、今回、現在使用しております東京書籍の新編 新しい社会 歴史、それと自由社の新編 新しい歴史教科書の双方について読ませていただきました。双方ともそれぞれ特色があると感じました。そこで、結論でありますけれども、調査部長からご報告がありましたように、現在使用している教科書について不都合な点が報告されていないということもかんがみまして、現在使用している東京書籍の新編 新しい社会 歴史を継続して使用することでよいというふうに思っております。これが私の意見です。

○鈴木委員長 ほかにご意見はございませんか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ないようですから、審議を終了いたします。

それでは、ここで中学校社会科歴史的分野の教科用図書について、提出された

資料の 2 社について採択いたします。

よくお考えになって挙手を願います。

中学校社会科歴史的分野の採決、東京書籍の教科用図書について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 東京書籍に 5 人全員が賛成になりました。

以上の結果から、中学校社会科歴史的分野の教科用図書については、東京書籍と決定いたします。

これをもちまして、日程第 3、第 26 号議案 平成 22 年度使用東大和市立中学校用教科書の採択について終了いたします。

それでは、小学校・中学校特別支援学級用教科用図書について審議をお願いします。

なお、特別支援学級用教科用図書につきましては、採択要綱におきまして「学校教育法附則第 9 条の定めによる教科書について、特に支障があり、これより明らかに優れたものがある場合において、採択替えを行う。」としております。

特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長の説明にもありましたとおり、新たに小学校が 29 点、中学校が 7 点の資料が提出されております。

では、ご審議をお願いします。

○小泉委員 特別支援教育の性格からいまして、心身の障害の状況に応じた教科用図書は、附則第 9 条本が必要であると考えます。特別支援学級の状況から調査・研究されました調査部会並びに採択資料作成会議からの資料のとおりでいいかと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 ほかにございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 それでは、小学校特別支援学級用教科用図書については、提出された従前の教科用図書及び新たに資料が提出された 29 点を一括して採択いたします。

それでは、小学校特別支援学級用教科用図書について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 全員の方々が賛成であります。

小学校特別支援学級用教科用図書については、提出された報告資料 1 ページと

23、24、25ページのとおり決定します。

続きまして、中学校特別支援学級用教科用図書については、提出された従前の教科用図書及び新たに資料が出された7点を一括して採択いたします。

中学校特別支援学級用教科用図書について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 全員の方々が賛成であります。

それでは、中学校特別支援学級用教科用図書については、提出された報告資料34ページに示されたとおり決定し、日程第4、第27号議案 平成22年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について終了いたします。

○鈴木委員長 では、ここで休憩をとりたいと思います。

約10分間休憩をとって3時35分から再開いたしますので、ご協力をお願いいたします。

午後 3時23分休憩

午後 3時35分再開

○鈴木委員長 それでは、再開いたします。

◎日程第5 第28号議案 給食費の還付起算日の変更について(諮問)

○鈴木委員長 日程第5、第28号議案 給食費の還付起算日の変更について(諮問)、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

○佐久間教育長 ただいま議題となりました第28号議案 給食費の還付起算日の変更について(諮問)につきまして、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本件は、インフルエンザ等による出席停止の児童・生徒の給食費につきまして、給食費の公平性を確保するため、還付の対象となる起算日を変更するものであります。東大和市学校給食センター運営委員会規則第2条に基づきまして、東大和市学校給食センター運営委員会に諮問をするものであります。

詳細につきましては学校教育部長からご説明申し上げますので、よろしくお願

い申し上げます。

○阿部学校教育部長 給食費の還付起算日の変更について（諮問）につきまして、ご説明を申し上げます。

次のページの諮問案文をご覧ください。

諮問事項は2点ありまして、1、伝染性疾患により給食を食さない日が生じた場合について、2、学級閉鎖、学校閉鎖により給食を実施しない日が生じた場合についてであります。

諮問の理由であります。現在、この諮問事項に掲げました2点の場合には、欠席した日数分の給食費をできるだけ還付するよう努めております。

しかし、欠席者の分の給食の食材はキャンセルが物理的に間に合わないため、結果として給食費の会計で補てんせざるを得ないというのが実情であります。

今回、給食費の公平性をより確保するために、本来食材費を支払っていただく方に給食費をご負担いただくように改めるものであります。これに伴いまして、給食費の還付の起算日を変更することにつきまして、給食センター運営委員会に諮問するものでございます。

次のページをお開き願います。

具体的には、諮問事項に掲げました2点の場合につきまして、改正案のとおりとしたいというものであります。

1点目の伝染性疾患により給食を食さない日が生じた場合の還付起算日につきましては、米印にございますとおり、学校から連絡のあった「翌日から」としてあるものを今後は「6日目から」に改めたいというものであります。

2点目の学級閉鎖、学校閉鎖により給食を実施しない日が生じた場合の還付の起算日につきましては、米印にございますとおり、学校から連絡のあった、現在は「翌々日から」としておりますものを今後は「6日目から」に改めたいというものであります。

なお、諮問は7月29日の給食センター運営委員会で行いたいと考えております。

答申を受けた後に、教育委員会で関連する教育委員会の規則を改正いたしまして、9月から実施したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○土田委員 細かいことですが、今部長から説明があった、現行できるだけ欠席した日数分は保護者に返還という説明がされましたが、それは必ずということではない、できるだけという表現と必ずというのはちょっと違うんじゃないでしょうか。

○阿部学校教育部長 先ほど、例えば翌々日からというものにつきましては、実際には欠席している分は、本来はその日からになりますけれども、翌々日からになりますと返せない日が現行でもあります。そういう意味合いでございます。

○土田委員 わかりました。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

私のほうから1点ですが、例えば月曜日に子どもの数を数えたら学級閉鎖にする必要がある。火曜日から今週いっぱい休みとした場合に、火、水、木、金、土、日、これで6日間ですよね。そうしたら、火、水、木、金の4日間は牛乳代もパン代も返さないということですよ。それで市民は納得するのでしょうか。

○阿部学校教育部長 今回の改正におきましては、給食の食材ということで、生鮮食品、あるいは今の牛乳ですとかお米、パンなども含めて一括した給食費ということでお預かりしている性格のものでございますので、同じ扱いというふうにさせていただきたいと考えております。

○鈴木委員長 補足ありますか。

○猿橋給食課長 いいえ、ございません。

○鈴木委員長 関連して質問ですけれども、今私が言ったような例の場合は、パン屋も牛乳屋も止めないでおくんですか、止めるんですか、センターでは。

○猿橋給食課長 牛乳につきましては、前日の10時ということで連絡があれば、返還はできるんですけれども、数的には五、六本ぐらいの形しかできないんです。五、六本ということは少数でないと変更できないということになっています。メーカーのほうではそういうふうなことはやっただけなんですけれども、大量なものにつきましては対応ができないということでございます。

パンのほうにつきましては、給食というのはパンだけではございませんので、それだけは不可能でございますのでできません。

以上でございます。

○鈴木委員長 ちょっとしつこくて悪いけれども、学級閉鎖や学年閉鎖になったときに、パン屋さん牛乳屋さん、休んでいる子どもの分は送ってくるというこ

とですか、5日間。

○**猿橋給食課長** パン屋さんのほうはキャンセルできませんから送られます。それと、牛乳につきましても、先ほど申しましたとおり、量的に少ないもの、本数が少なければそこは対応していただけるということですが、できないということ。

ただ、納品は、今ちょっと私のほうで勘違いしている部分もあるかもしれませんが、できるだけキャンセルというんですか、止めるということはできますけれども、一番最初の部分のほうはできませんということは今申し上げたんです。

○**阿部学校教育部長** 今説明がありましたけれども、学級閉鎖というある一定の期間が、学校閉鎖もそうですが、生じた場合には、少量であれば対応できるものも、大量であればそれはできないということです。それと、期間がございますので、当然学校給食として食さない、提供しないんだとなれば、物理的な物の移動もとめる形が実情だと考えています。

したがって、キャンセルしますと、先ほどの例で言えば、火曜から金曜までは4日間、給食をストップいたしますということの連絡が相手について、相手のほうは食材などはもう準備がしてあるという形ですが、物流のほうは止めることは当然可能だと考えております。そうしないと、また給食センターに届いても、またそのまま持って帰っていただくなり廃棄になりますので、そういうことは避けたいという考えでおります。

○**鈴木委員長** 極端なことの例を挙げて質問して意地悪みたいですがけれども、3日も4日も、例えば学校閉鎖ということもあり得るし、学年閉鎖はよくあることですがけれども、それは代金を閉鎖になっても払わなければならないという契約に最初からなっているわけですか。

○**猿橋給食課長** 契約上はそういうになっておりますけれども、それは特別に実際に業者とキャンセルが個々にできることになればできますけれども、実際問題としては、前月の10日ぐらい前までに単価契約をしておりますから、契約上はできないという形になろうかと思えます。

ただ、その中で業者と個々にお話し合いをして、そこでキャンセルできるものがあればキャンセル、できないものがあればできないということでもありますので、そういう意味では原則的にはできないという形になろうかと思えます。

○鈴木委員長 関連して、私は数で数えられるパンと牛乳に限定して質問しているんですが、お肉は10日前に単価契約するとかというのはわかりますけれども、パンと牛乳も毎月10日ごろに単価契約して納めてもらっているんですか。

○猿橋給食課長 そうです、すべて単価契約ですから。ですから、パンとか、物によっては、先ほど申しましたとおり、個々に細かいお金の中で支払い金額を引くことはできますけれども、単価契約で一番最初にしているものはできかねるという部分があります。

今おっしゃいました牛乳とかパンにつきましては、相手の業者のほうでつくらなければ、こちらのほうから連絡してつくらないで済むことになれば、それはキャンセルできるということになります。

○鈴木委員長 その契約はどうなっているんですか。

○猿橋給食課長 契約の条文の中には、受けられないものは受けられないというような形の文言は入っております。ちょっと今契約書のほうがないんですけれども、キャンセルというんですか、取り消しができるという文言は入っております。

○佐久間教育長 例えば、パンも牛乳も5,000人分だよというのをいつまでに言えばいいのか、今日言うんだったら明後日は返したって払わなくていいんじゃないのと委員長は言っているんです。だから、明日来る5,000人分のパンと牛乳はいつまでに言えばいいのか。4,900とか4,800とかあるでしょう、その日によって違うんだから。それは5日前に言わなければ来ちゃうんだということになれば5日分もらわなければならないですよ。ところが、今日言って明日少なくなるのなら、そうしなくてもいいんじゃないということだよ。

○猿橋給食課長 例えば、パンにいたしますと、小麦粉とか材料のほうの購入というのは業者のほうで購入するわけです。Aという業者がいまして、業者はパンをつくるだけでありまして、その前に材料購入の契約もまたその業者はするわけですから、私どもはAという業者と契約いたしましても、そのAという業者はその後ろのBという業者と契約しなければなりませんので、その材料の購入も全部含めてきますので、そこではすべてがそのまま私どものほうがAという業者に取り消しをした場合に、取り消しの申し出をしましても、それがそこでそのまま受け入れられるかどうかというのはまた別問題になろうかということがあります。

そういう意味で、契約の取り消しが、私どもとAという業者との間で取り消しができないことがあるということをお知らせしました。

○阿部学校教育部長 今回の改正の目的として、より負担の公平性を図るんだという部分として、もう一つは給食費の会計から現実に補てんせざるを得ない、キャンセルがきかない部分の支払いというのも発生して、さらに還付してきているということになると、給食費の会計としては二重に出費といいますか、負担が出ておりますので、そちらに関しまして給食費の安定的な運営ということも加味しますと、一般の牛乳は今お話がありましたけれども、一般の食材ですと、契約上、前の月の10日ごろに見積書を提出していただいて、20日ごろに契約をしております。

その契約書の中の各条項の中で、事業者の方と市のほうと契約上ストップというキャンセルがきくというようなことも書いてありますけれども、それが物によって確かに早く確実にとめられるものと、とてもじゃないけれどもとめられないというものも物によってございますので、その中では牛乳などは改正さえしなければ戻せるのではないかという部分もあります。ただ、その場合に給食費の還付をしていくよりは、セットとして給食費をお預かりしておりますので、そちらの中で仮に二重のお支払いということが避けられる場合には、給食費に過度な負担がかからないということがございますので、そちらはまた別の形で子どもたちに給食費として還元するのではなく、給食のメニューなどで工夫して返すということも考えられる部分があるんじゃないかと思います。

○土田委員 製品を購入される場合と単なる食材として購入される場合と両方あると思うんです。今、委員長がおっしゃったパンとか牛乳とかは製品で注文をして、それからそれを受け取って学校へ回すという形ですから、恐らく単価交渉というのは年度の初めに決まっているんだろうと思います。

牛乳なども業者で見積もるのは、その年度が始まる1箇月か2箇月前だと思えます。そこでお互いに入札をして、今年度の学校給食の牛乳については、200ccで幾らというふうに決まっていたから、値段の交渉はしようがないんだと思えます。あとは量、明日500本必要か1,000本必要かということについて、明日発注するんじゃなくて、10日ないし20日前だろうと思うんですが、それもちょっと期間があり過ぎると僕は思います。普通の商売だったら2日か3日で要らないよと言うわけです。そうでないと売れ残りになったら業者の負担になりますから、そういう業者が多いんです、小売の世界では。

ですから、給食センターで製品なり食材なりを発注する人がどのように、例え

ば野菜ならば何日前に発注する、これは相場がありますから、値段は恐らく年度初めには決められないものだと思います。その時々には値段交渉をして決めなければならぬ。

それから、もっと給食センターはわがままを言えばいいんです、業者に対して。極端に言えば明日要らないよと、今500個言っていたんだけれども、明日から450でいいよというふうな言い方ができるようになりたいですね、センターとしては。そういうことがちょっとわがまま過ぎると言えばわがまま過ぎるんですけども、そういうことにいつ品物を幾ら持ってこいということやどの時点で決めるのか、そしてだれが決めるのか、それによって必要でないものを仕入れてしまった、それで残ってしまったということができるだけ少なくしなければならないわけです。

そういうことで、どなたが責任を持って、そして品物によって何日前に数を発注するのかということがルールとして決まっていればいいと思います。決まっているだろうけれども、決まっていなくてすれば決めてもらいたいなというふうに思います。

それから、食材として仕入れるものとしても、生鮮食料品とそうでないものとまたやはり違うんです。ですから、その辺は区別して扱って、保管がきくものであれば、少し量を多くして注文をしたとしても、それは次に使えるというものでありますけれども、生鮮食料品などはそうはいかないです、野菜とか。

ただ、給食費を無駄にしないでおもしろいことをやっておられると思ったのは、突然欠席した子どもがいて、それを皆さんでじゃんけんぽんでおかわりの欲しい人はどうぞということやっておもしろいなと。それから、牛乳が嫌いで飲まない人の分は、牛乳のおかわりが欲しい人は、2本残っているけれども、希望者出ていらっしゃいといって5人出てきたら5人でじゃんけんして、その2本を分けるというちゃんと決められたとおりの消費の仕方をしているなというふうに思って、それは大変おもしろいと思ったんですが、センターで残すことはできるだけ少なくするというのを考えてもらいたいと思います。

これは議題とちょっと外れたかもしれませんが、そういうことで、センターで製品なり食材なりを発注する人がどういう形でやっておられるのかということがちょっと疑問です。

○鈴木委員長 今のことでお話はありますか。

○佐久間教育長 これは運営委員会にかけるわけだから、そのときに例えばパンの

ときはいつまでならばできるのか、あしたの分をいつ注文するのか、3日前なのか4日前なのか、それによって変わってきます。今は5日まではもらうんだということは、5日より前に注文しているという考えだよね。牛乳もそうよね。だから、それによって調味料はどうか、生鮮食料品はどうかというのを全部調べておく必要があるよね、質問が出たときに。今の答えじゃ運営委員会では答申をもらえないよね。

○阿部学校教育部長 繰り返しのご説明になりますけれども、何日間前というのはまたきちんと整理が必要だというのは認識しております。給食費につきましては、主菜、副菜、あと牛乳等のそういう全体でのセットものというふうな考え方によりまして、確かに牛乳であれば戻せるというふうな、ほかのものよりも製品として確立していますので、あけなければ戻せるというのもあろうかと思えます。

そういうものは何十円というものでお返しすることも可能なんだと思えますけれども、現在の考え方としては、牛乳は返せるから何日間で何日分還付する、あるいはパンだったら何日間分で単価で還付するという考えとは違いまして、給食費、月ごとに小学校は4区分、中学生は1区分ということで毎月いただいていますので、そちらの中でセットということでの考え方は持っておりますので、物によっては確かに牛乳は、その中でも野菜や卵などとは違って、お返ししやすい製品だとはもちろん認識しておりますけれども、それを個々の部分に単価を掛けて何日分お返しするというのではなく、セットという形で給食費をお預かりしておりますので、その中での対応をしていきたいなと考えております。先ほどの個々の商品ごとの何日分までだったらとめられるのかということはまた整理したいと思えます。

○鈴木委員長 これはセットで学年閉鎖に入ったと。そうしたら、パンと牛乳代も全部5日間払うということだと難しいんじゃないですか。その辺の説明がつけばいいですけどもね。だから、答弁の内容と裏づけの資料を準備していただいて、自信を持って運営委員会にかけていただかないとちょっと難しいかもしれません。僕はそう思います。趣旨はよくわかりましたけれども。

委員の皆さん、ほかにないですか。

○小泉委員 恐らく、委員長が何度も質問されているということは、運営委員会にかけたときに、ひょっとしたら保護者からこういう質問が出たときに、教育委員会がどう対応するのかというような意味もおありなのかなと思っております。

そうすると、本当に今の部長の説明で、何だ、セットもの1食分として1日当たり幾らという徴収の仕方をしているからと。そうすると、それで一つの答えなんですけれども、そこは崩せないんですかと、牛乳とパンというのは別個にできないんですかというのを運営委員会のほうから、もし質問が出たときに、きちんとそこを切り崩していけるだけの説得力のある説明を持っておいてほしいなど。

ひょっとしたら、業者と交渉したらそこだけ切り離して考えられるのか、そういう方法があるのかな、ないのかなというのをちょっと私もお聞きしてみたいなと思います。

○鈴木委員長 これは、今日結論を出したほうがいいですよ、ここでの結論は。

○佐久間教育長 今日は諮問していいかどうかという話ですね。

○鈴木委員長 そうですね。

○佐久間教育長 これを諮問するということですから、答申によってはその後に教育委員会は別の結論が出るかもしれませんね。

○鈴木委員長 諮問する以上は、通るものと考えて、説得力のある案を諮問するわけですから、よく内容を吟味していただいて、説得力のある原案をつくってもらって、その趣旨が生かされるように諮問していただければいいんじゃないですかね。

そういうことでここは質疑を終了していいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 じゃ、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第28号議案 給食費の還付起算日の変更について(諮問)、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第28号議案 給食費の還付起算日の変更について(諮問)について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第29号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申し出について

○鈴木委員長 日程第6、第29号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申し出について、本件を議題に供します。

本件につきましては、契約前の案件に当たるため、非公開としたいと思います

が、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 賛成者全員。よって、本件は非公開といたします。

なお、本日の会議録及び会議用資料につきましても非公開としたいと思います
が、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いたします。

関係者以外の退場を求めます。

(この間非公開)

ここで会議の非公開を解きます。

退場者の入場を認めます。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了
いたしました。

これをもって、平成21年第7回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 4時30分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 土田 豊